

日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則案 新旧対照表

別紙16

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前	備考
<p>[第30条 略]</p> <p>(内閣総理大臣への保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 アーカイブは、歴史的公文の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 アーカイブは、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p><u>(紛失等への対応)</u></p> <p>第32条 アーカイブは、歴史的公文の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 <u>アーカイブは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。</u></p> <p>3 <u>アーカイブは、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。</u></p> <p>(利用等規則の備付等)</p> <p>第33条 アーカイブは、本規則について、閲覧室内に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(細目)</p> <p>第34条 アーカイブは、この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な細目を定める。</p>	<p>[第30条 同左]</p> <p>(内閣総理大臣への保存及び利用の状況の報告)</p> <p>第31条 アーカイブは、歴史的公文の保存及び利用の状況について、毎年度、内閣総理大臣に報告しなければならない。</p> <p>2 アーカイブは、前項に規定する報告のため、必要に応じて調査を実施するものとする。</p> <p>[条を加える。]</p> <p>(利用等規則の備付等)</p> <p>第32条 アーカイブは、本規則について、閲覧室内に常時備え付けるほか、インターネットの利用等により公表するものとする。</p> <p>(細目)</p> <p>第33条 アーカイブは、この規則に定めるもののほか、この規則を実施するために必要な細目を定める。</p>	<p>ガイドライン改正案に基づき追加するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p> <p>「紛失等への対応」条項の追加に伴い、条ズレを修正するもの。</p>